

決済用預金

2020年4月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・決済用普通預金(無利息型) ・決済用総合口座(普通預金無利息型)
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・法人および個人のお客さま（総合口座は個人の方のみで、未成年の方は対象外です。一人1口座とします。）
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・随時お預入できます。 ・1円以上(口座開設お申込時は1,000円以上) ・1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・随時払戻しできます。
6. 利息	<ul style="list-style-type: none"> ・利息はつきません。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・税金はかかりません。
8. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります。(詳しくは「手数料のごあんない」をご覧ください)
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまは「総合口座」の取扱いができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) 《総合口座に組み入れる定期預金の条件》 ・名 義・・・普通預金と同一名義 ・種 別・・・自動継続扱い ・契 約 額・・・1万円以上 ・借入限度額・・・総合口座として預入された定期預金の合計額の90%または200万円のうち、いずれか少ない金額。
10. 中途解約時の取扱	—————
11. 金利情報の入手方法	—————
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部(9時～17時、電話:053-472-2114 フリーダイヤル 0120-046-022)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等、静岡県弁護士会(電話:053-455-3009)のあっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です。利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)へお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)および静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

13. その他の参考となる
事項

- 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。
- 預金保険制度の付保対象預金であり全額保護されます。

